

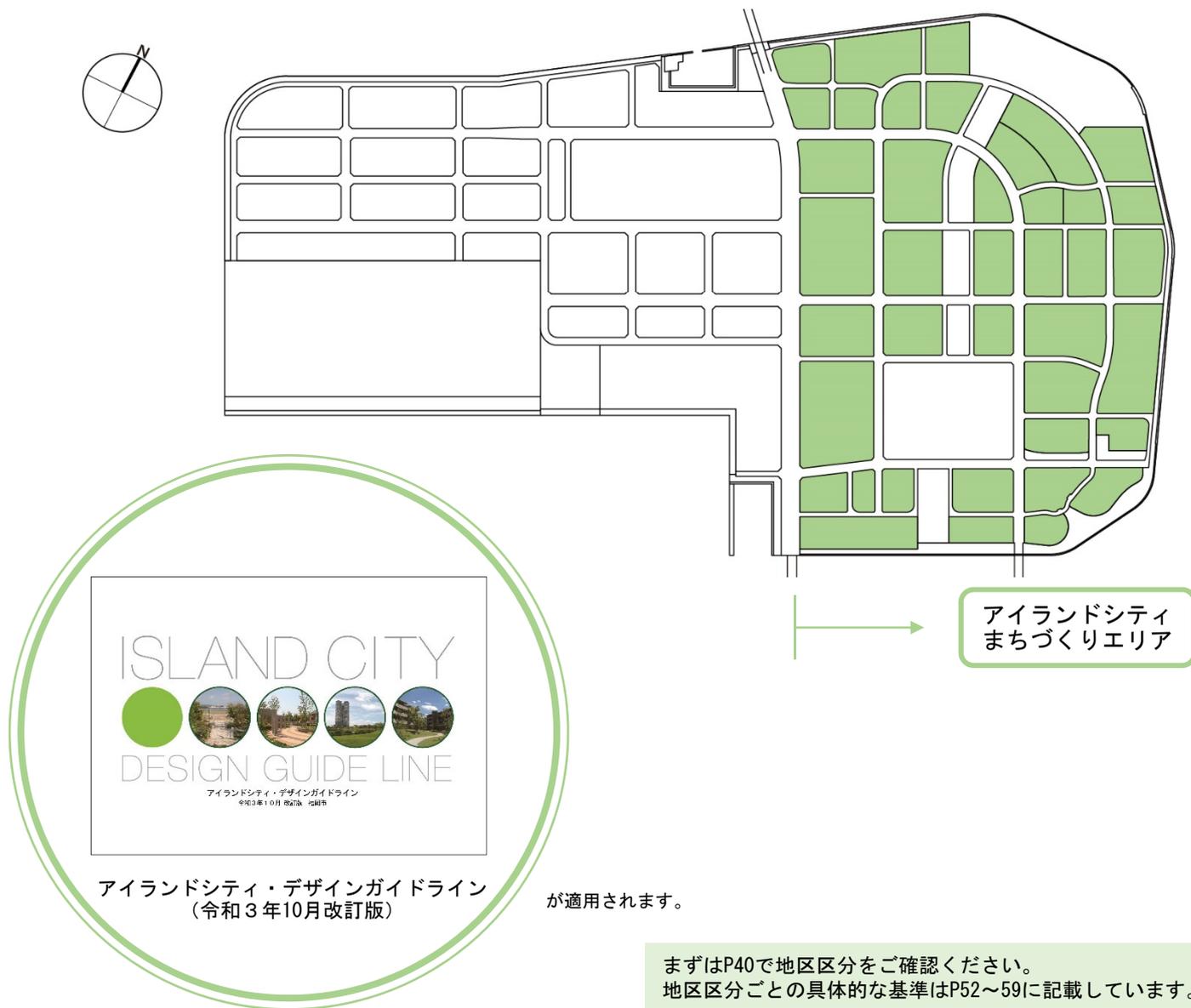
## デザインガイドラインに基づく手続きのご案内

アイランドシティのまちづくりエリアにおいては、都市としての魅力向上を図るため、景観のルールとして、アイランドシティ・デザインガイドライン（以下、「ガイドライン」）を策定しています。景観に関する行為等を行う場合は、ガイドラインに適合させるとともに、福岡市へ手続きを行う必要があります。

本紙では、主に手続きの方法についてご案内いたします。具体的な基準については、ガイドラインをご確認ください。

### Q. ガイドラインが適用される範囲はどこか？

A. アイランドシティのまちづくりエリアのうち、以下の **着色部分** です。



### Q. 手続きが必要となる行為は？

A. 「建築行為」及び「外部景観に関する行為」が手続きの対象となります。

#### 建築行為

建築物の  
新築  
増築  
改築  
移転

#### 外部景観に関する行為

建築物の色彩の変更  
緑化面積の変更  
屋外広告物の新設、変更  
塀や柵の新設、変更 など

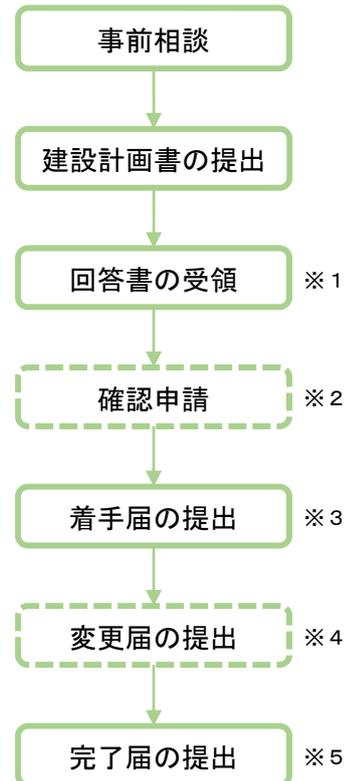
手続きが必要かどうか  
ご不明な場合は  
お問い合わせください。

## Q. 手続きの方法は？

A. 手続きは右図の流れとなります。必要書類をご準備のうえ、本案内の末尾に記載のお問い合わせ先にご提出ください（メールでの対応も可能です）。

ガイドラインに適合していると認められる場合は、承認の回答書を発行します。また、必要に応じて補正を求めることがあります。

工事完了後も、引き続きガイドラインの遵守をお願いします。



### 新築の場合の提出書類（例）

- ・ 建設計画書
  - ・ チェックリスト
- 所定の様式を使用してください。
- ・ 付近見取図
  - ・ 配置図
  - ・ 各階平面図
  - ・ 屋根伏図
  - ・ 立面図
  - ・ 外構平面図
  - ・ 緑地面積算定図
  - ・ 屋外広告物意匠図
  - ・ 太陽光パネル割付図
  - ・ 委任状（申請者以外が手続きする場合）

※その他、ガイドライン適合チェックのために必要な書類の提出を求めます。

- ※1 事前相談いただいた場合の標準処理期間は約5営業日です（書類の補正期間は含みません）。
- ※2 確認申請を伴う場合は本申請までに、その他の場合は行為着手までに承認を受けてください。
- ※3 現場着手後、速やかにご提出ください。
- ※4 承認を受けた計画から変更する場合は、変更図面と併せてご提出ください。
- ※5 現場完了後、速やかにご提出ください。

## Q. ガイドラインや所定の様式はどこで入手できるのか？

A. 福岡市ホームページの、アイランドシティに関する資料集からダウンロードできます。

福岡市ホーム > 市政全般 > 港湾・アイランドシティ  
> アイランドシティ WonderfulOne（トップページ） > 資料集（アイランドシティ）

## Q. 法令に基づく手続きなのか？

A. 法令に基づく手続きではありません。土地の売買契約時に、市（売主）と事業者（買主）との間で締結した協定書において、市が事業者に対し建設計画書による手続きを求めているものです。

## Q. 他に必要な手続きはあるか？

A. 地区計画、景観計画区域（都市景観形成地区を含む）、景観協定等の手続きが必要となる場合があります。また、アイランドシティ全域において、アイランドシティ環境配慮指針に基づく手続きが必要です。

手続き	担当部署	
地区計画の区域内における建築行為等の届出	住宅都市局 都市計画課	TEL：092-711-4388 検索ワード：福岡市 地区計画
景観計画区域内の建築行為等の届出	住宅都市局 都市景観室	TEL：092-711-4589 検索ワード：福岡市 景観
各協定区域内の建築行為等の制限（景観協定・建築協定・緑地協定）	各協定の運営委員会	検索ワード：福岡市 ○○協定
アイランドシティ環境配慮指針に基づく届出	環境局 環境調整課	TEL：092-733-5389 検索ワード：アイランドシティ環境配慮指針

※本表は必要な手続きのすべてを網羅するものではありません。

お問い合わせ先

福岡市港湾空港局アイランドシティ事業部 計画調整課  
〒812-8620 福岡市博多区沖浜町12-1 博多港センタービル5階  
TEL 092-282-7041 / FAX 092-282-7044  
Mail keikaku-c.PHB@city.fukuoka.lg.jp